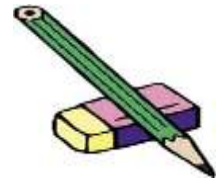


平成29年度 就学援助制度の申請が始まります！

★★H29年度より新たに児童扶養手当受給世帯が対象となりました★★

嘉手納町では、小中学生の保護者が経済的理由により、義務教育に必要な学費や修学旅行費等にお困りの場合、援助費を支給する制度があります。援助を希望される保護者は、次の説明をお読みのうえ申請してください。

※前年度援助を受けた方で、引き続き希望される方も申請が必要です。



1 援助費の対象となる方

- ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯
- ② 生活保護法による保護を受けてないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯（非課税世帯）
- ③ ①②にあてはまらない児童扶養手当を受けている世帯

※上記①～③に該当しないが、就学援助を希望する方は学校又は教育委員会へお問い合わせください。

2 給付の種類

- ① 学用品費等 ②校外活動費 ③修学旅行費 ④PTA会費 ⑤クラブ活動費
- ⑥生徒会費 ⑦医療費

学年によって、給付される費目が異なる場合があります。また、生活保護法による教育扶助を受けている方は、上記③修学旅行費及び⑦医療費についてのみ給付の対象となります。

3 申請の手続き

区分	必要書類	備考
要保護	① 就学援助申請書(兼委任状)	各学校(幼稚園)又は教育総務課でもらってください。教育委員会 HP からダウンロードできます。
	② 生活保護証明書(写し)	生活保護証明書については中部福祉保健所にて発行。
準要保護	① 就学援助申請書(兼委任状)	各学校(幼稚園)又は教育総務課でもらってください。教育委員会 HP からダウンロードできます。
	②住民票謄本(特別) ※申請書の同意欄に住民基本台帳の確認を同意頂いているときは省略できます。	役場町民保険課で発行。
	③平成28年度所得・課税証明書 ※平成28年1月1日に嘉手納町にお住まいで、申請書の同意欄に所得情報等を確認することを同意頂いているときは省略できます。	※生計同一者全員分。役場税務課(平成28年1月1日にお住まいの市町村)で発行
	④ 児童扶養手当受給証書の(該当者のみ) ※児童扶養手当を申請中等で、証書が添付できない状況がある場合は、学校又は教育委員会へお問い合わせください。	市町村民税非課税である方は省略できます。また申請書の受給状況確認同意欄に同意しない場合は、受給資格状況に変更がないか追加の資料を要求する場合があります。

※兄弟姉妹がいる場合は、添付書類について最上位の学年の児童生徒に原本を添付し、その他の児童生徒については写しで構いません。所得申告をしていない方は援助を受けられませんので、ご注意ください。

4 提出期限 平成29年2月1日(水)～平成29年3月31日(金) ※提出期限厳守



提出先・お問い合わせ先

教育委員会・教育総務課	956-1111 (内線 254)
屋良小学校	956-2214
嘉手納小学校	956-2264
嘉手納中学校	956-2263